

契約制度の改正について（概要）

令和 2 年 4 月 1 日に施行された改正民法、令和 2 年 10 月 1 日に施行された改正建設業法に対応するため、中央建設業審議会より公共工事標準請負契約約款の改正が示されていることを踏まえ、見附市建設工事請負基準約款を令和 2 年 12 月 1 日付けで一部改正します。

また、その他の法改正に伴う約款の改正及び取扱い等についても、今回併せて一部改正します。

1. 民法改正に伴う約款の一部改正

(1) 譲渡制限特約について

- ・譲渡制限特約（債権者と債務者との間で債権譲渡を制限する特約）が付されていても、受注者が前払金や部分払等によってもなお工事の施工に必要な資金が不足する場合には、特段の理由がある場合を除き、請負代金債権の譲渡を承諾する規定を追加。

(2) 契約不適合責任等について

- ・「瑕疵」について「契約不適合（契約の内容に適合しないもの）」と文言を改めるとともに、契約不適合の場合の発注者の権利として、履行の追完請求と代金の減額請求等を規定。

(3) 契約の解除について

- ・受発注者の解除権について、「催告解除」と「無催告解除」に分けて規定。
- ・催告解除に該当したとしても、債務不履行が社会通念上、軽微であるときは解除不可とする。
- ・受注者に帰責事由がなくても発注者は債務不履行解除が可能とする。
- ・工事完成後であっても民法の規定に従って協議し、解除可能とする。

(4) 損害賠償請求権について

- ・発注者の損害賠償請求権については、工事目的物に契約不適合があるとき、工事完成後の契約解除、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき等を規定。なお、工事完成前の契約解除については、引き続き違約金の支払いとする。
また、損害賠償請求の根拠が受注者の責めに帰すべき事由でないときは、発注者は損害賠償請求できないこととする。
- ・受注者の損害賠償請求権については、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき等を規定。
また、損害賠償請求の根拠が発注者の責めに帰すべき事由でないときは、受注者は損害賠償請求できないこととする。

(5) 契約の保証について

受注者が付する契約の保証において、破産管財人等による解除の場合についても保証の対象とすることを規定。

(6) 工期延長時における適正な工期の確保について

適正な工期確保のため、発注者は、工期延長の際に特別な理由がある場合でも、通常必要とされる工期に満たない工期への変更請求は認めないことを規定。

2. 建設業法改正に伴う約款の一部改正

(1) 工事現場に設置する者の通知

改正建設業法において、「監理技術者補佐」が新たに設けられたことに伴い、監理技術者補佐の規定を追加し、監理技術者補佐が設置された場合の監理技術者の専任要件を緩和。

(2) 著しく短い工期の禁止

働き方改革を促進する観点から、発注者は、契約変更を行う場合でも、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とすることを禁止する条項を追加。

3. その他約款の一部改正

(1) 発注者の解除権について

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）及び情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行（H23. 7. 14）に伴う改正。

(2) 発注者の損害賠償請求等について

破産法等に基づく契約解除により、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合であっても、違約金を請求できるよう改正。

(3) 所要の文言修正

4. その他取扱いの改正

(1) 下請負人決定通知書の廃止

下請負人決定通知書の内容については、施工体制台帳等により確認できることから、下請負人決定通知書の提出を不要とします。

(2) 中間前払金請求書類の簡素化

中間前払金制度の一層の活用促進を図るため、以下のとおり申請書類を簡素化し、添付書類としていた「工事の進捗状況を確認できる工程表」及び「工事写真（着手前、現況）」の提出を不要とします。

●現 行

- ①中間前払金認定請求書
- ②工事履行状況報告書
- ③工事の進捗状況を確認できる工程表
- ④工事写真（着手前、現況）



●改正後

- ①中間前払金認定請求書
- ②工事履行状況報告書
- ③、④は不要**

(3) 現場代理人の常駐義務の緩和

現場代理人の常駐義務の緩和措置である、現場代理人の兼任について、兼任の条件を次のとおり変更します。

●現 行

見附市発注工事全体で3件であり、兼任する工事の当初契約金額の合計が2,500万円未満の場合。
※条件を満たす場合であっても、特記仕様書等で現場代理人の兼任を認めない場合があります。



●改正後

- ①兼任する工事が見附市発注の工事であること。
 - ②兼任する工事が5件以内であること。
 - ③兼任する工事の当初契約金額の合計が7,000万円未満であること。
 - ④兼任する工事の当初契約金額が一件3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。
- ※条件を満たす場合であっても、特記仕様書等で現場代理人の兼任を認めない場合があります。

（施行期日）

- 1 この改正は、令和2年12月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この改正は、施行日以降に締結する契約から適用する。ただし、現場代理人の常駐義務の緩和については、施行日において履行中である契約についても適用できるものとする。